

避難指示区域内における工事（業務委託）に従事する労働者の 放射線障害防止にかかる特記仕様書

- 1 空間線量の測定
受託者は施工前、施工後の空間線量を測定し、電子データとして提出すること。
なお、発注者が事前に測定した空間線量は別紙のとおりである。
- 2 当該区域の放射線環境の概況については、「原子力規制委員会の放射線モニタリング情報」及び福島県ホームページ内の「福島県放射能測定マップ」の観測データを参考にすること。
- 3 契約期間中に帰還困難区域の再編または「福島県職員の特殊勤務手当の支給に関する規則」の改正が行われた場合は変更の対象とする。
- 4 帰還困難区域内で作業を行う場合は、請負者又は受託者は作業にあたる全ての従業員から作業に従事する前までに当該作業場所での勤務についての同意を書面で得る。
- 5 作業等における労働者の放射線障害については、福島県ホームページ内 土木部 技術管理課 工事等における労働者の放射線障害防止のためのガイドラインを参照。
 - ・除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン
 - ・特定線量下業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン
 - ・放射線障害防止措置整理表
(添付資料)
 - 参考様式 1・・・作業員の被ばく線量等管理簿（案）
 - 参考様式 2・・・現場の空間線量管理簿（案）
 - 参考様式 3・・・同意書
- 6 業務に従事する労働者の放射線障害防止措置にかかる項目
本工事の安全費に計上している項目及び数量は以下のとおりである。これによりがたい場合は甲乙協議のうえ必要項目及び数量を決定すること。

項目	内容	設計数量	仕様等	備考（単価コード）
防護具	防塵マスク	33 枚	使い捨てタイプ 粒子捕集効率 80%	5 枚×5 日 2 枚×4 日 (T5919)
	手袋	33 双	アウター用 ゴム手袋	5 双×5 日 2 双×4 日 (T5932)
線量計	空間線量計損料	5 台		1 台×5 日 (K5010)
	GMサーベイメータ損料	5 台		1 台×5 日 (K5030)
	個人被ばく線量計損料	33 台		5 台×5 日 2 台×4 日 (K5050)